埼玉県虐待禁止条例

埼玉県議会自由民主党議員団埼玉県虐待禁止条例プロジェクトチーム

1 はじめに

日は、平成30年4月1日です。 いう。)」は、平成29年6月定例会において全 会一致で可決・成立しました。 埼玉県虐待禁止条例 (以下「本条例」と 本条例の施行

対する虐待をなくすためにはどう取り組んで を行うとともに、 ました。このプロジェクトチームにおいて、 当たり、 て本条例案を作成しました。 いくべきか検討し、 虐待対応窓口の視察や関係団体のヒアリング 成29年5月にプロジェクトチームを立ち上げ 議員提案政策条例である本条例案の作成に 埼玉県議会自由民主党議員団では平 児童、 パブリックコメントを経 高齢者及び障害者に

> 経緯を含めて、本条例の概要について紹介します。 本稿では、議員提案により本条例を制定する

事務局長

辛田

条例制定に至った背景と経緯

2

(1) 背景

的空間で行われているため、 させた事件が起きています。このように、埼 ましい事件が起きました。平成29年4月にも、 行を加えられた結果、死に至るという大変痛 障害者に対する虐待は家庭や施設などの閉鎖 玉県において深刻な虐待が次々と発生してい 鶴ヶ島市で父親が1歳の子供を殴り、重体に 歳の女の子が母親及び同棲していた男性に暴 る状況にあります。また、児童、高齢者及び 埼玉県では、平成28年1月に、狭山市で3 周囲が虐待に気

> 見受けられます。 付きにくく、深刻化していくケースが数多く

のは、氷山の一角であると考えられています。 増加傾向にある虐待件数も、 も増加する傾向にありました。そして、この 護者に対する支援等に関する法律」のいわゆ する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養 の防止、 童虐待の防止等に関する法律」「高齢者虐待 それにもかかわらず県内の虐待件数はいずれ る虐待防止三法が制定・施行されていますが、 そこで、虐待をなくすためには、虐待はい 以前から、虐待の防止を目 高齢者の養護者に対する支援等に関 把握されている 的として、 児

という認識を県民全体で共有する必要があ

かなる理由があっても禁止されるものである

埼玉県は、「埼玉県虐待禁止条例」を制定 (条例第26号として、平成29年7月 1日公布、平成30年4月1日施行)。

高齢者虐待及び障害者虐待に関 策を総合的かつ計画的に推進するた 施設職員らに虐待防止研修を義務付ける 全国初の条例である。

き、

課題を洗い出し、

その対応策の検討を行

る25団体の方々との意見交換をさせていただ

り、 と考えました。 県と県民とが率先して示していく必要がある を絶対に許してはならないという強い姿勢を そのためには、 虐待予防の啓発と、 虐待

2 経緯

を立ち上げました。 要があると考え、平成28年5月に会派内でプ ロジェクトチーム(以下「PT」という。 なくすためにどうすればよいかを検討する必 埼玉県議会自由民主党議員団では、 虐待を

まず、実際に虐待に対応している児童相談

月から9月にかけて、それぞれの福祉に携わ び障害者虐待の3つの小委員会を設けて、 把握に努めました。 からのヒアリングなどを行い、 所や市町村の窓口への視察、 そして、PT内に児童虐待、 県の虐待担当課 高齢者虐待及 行政の実情の 8

いました。その中で、 施設内虐待について、施設内での研修の義 務付けは効果的だと思う

考えて疲弊してしまい虐待につながる人が 家庭内虐待について、よい介護をしようと 多く、養護者支援の視点が必要である

どのような行為が虐待に当たるのか親の認

きわたらせる必要がある ガイドライン・チラシなどの充実により行 識が低いことが問題であり、 分かりやすい

例の骨子案の検討を行っていきました。 しながらPTのメンバーで意見を戦わせ、 いました。この報告を踏まえ、10月から条例 えをまとめて、PTで各小委員長が報告を行 など様々な御意見をいただきました 内容について、再度PT全体で論点を整理 頂いた御意見を踏まえて小委員会ごとに考 条

0)

ので、 上げ、 を経て、平成29年6月定例会に上程しました。 成した条例案について、会派内での報告・了承 ントで様々な貴重な御意見をいただきました 御意見を募集しました。このパブリックコメ ページにおいてパブリックコメントを行い、 ら概ね1年をかけて、本条例の骨子案を練り 条例案を完成させました。そして、PTで作 以上のような検討を行い、PTの立上げか それを反映して再度PTで練り直し、 平成29年4月から5月にかけてホーム

3 「虐待禁止条例」とは

(1) 題名

え、「虐待禁止条例」という題名を付けました。 より「禁止」という言葉の方がふさわしいと考 という認識を県民に徹底するためには「防止 虐待は絶対にあってはならないものである

2 構成

通する形で、 本に分かれているものを一本化しました。 県民全体で共有するため、 禁止されるものであるという強い意志を県 分を問わず、 児童虐待、 児童虐待、 高齢者虐待及び障害者虐待に共 虐待はいかなる理由があっても 高齢者虐待及び障害者虐待の区 あえて法律では三

①虐待の防 止

②虐待の早期発見・早期対応

③児童等への援助

④人材育成

などについて規定しました。

3 定義

の類型を分けず、 よりも虐待の定義を広く取っています。 に対する虐待のいずれも虐待防止三法の対 に対する虐待、 枠組みで定義を行いました。このため、 ては、児童、高齢者及び障害者によって虐待 れぞれ異なっているところを、本条例におい 者虐待」では、虐待の行為者と行為類型がそ 法における「児童虐待」「高齢者虐待」「障害 条例として一本化するために、虐待防止三 高齢者に対する虐待、 対象者も行為の類型も同じ 障害者 児童

(4) 基本理念

て次の4点を掲げました。するため、本条例の根底をなす基本理念としする。高齢者及び障害者の権利利益を擁護

①児童、高齢者及び障害者に対する虐待の禁止を深く認識し、その防止等に取り組むこと②地域社会全体が連携して取り組むこと③児童等の生命保護を最優先すること④養護者への支援が切れ目なく行われることそして、これらの基本理念に基づいて、次の4に記載した事項を定めました。

4 本条例の特長

(1) 安全配慮義務(第6条)

(養護者の安全配慮義務)

第6条 養護者(施設等養護者及び使用者である養護者を除く。)は、その養護者の生命、身体等が危険な状況に置かれないよう、その安全の確保について配慮しなければならない。

専門的な配慮をしなければならない。 児童等の生命、身体等が危険な状況に置める養護者に限る。) は、その養護するる 養護者 (施設等養護者及び使用者で

する児童の安全を確保するため、深夜(午3 児童を現に養護する者は、その養護

2

県は、

市町村と連携し、

虐待を受け

た児童等に係る通告、

通報及び届出を常

ければならない。
う。) に児童を外出させないよう努めなりに児童を外出させないよう努めな

文化しました。 確保に配慮すべきこと(安全配慮義務)を明 養護者が児童、高齢者及び障害者の安全の

配慮する必要があるため、その旨を明記しました。危険を予測・回避する判断力が低いことから、危険を予測・回避する判断力が低いことから、意護されるべき児童、高齢者及び障害者は、

(2)県による通告等をしやすい環境整備(第

第 13 条 (通告、 境の整備に努めなければならない。 他の関係者にとって相談を行いやすい環 環境及び虐待を受けた児童等の家族その 受けた児童等にとって届出を行いやすい 通告又は通報を行いやすい環境、虐待を において同じ。)を発見した者にとって る児童等を含む。 を受けた児童等 とができるよう、 通報、 県は、 届出及び相談の環境の整備等 早期に虐待を発見するこ (虐待を受けたと思われ 市町村と連携し、虐待 以下この条及び第15条

なければならない。時受けることができる環境の整備に努め

(3)虐待防止研修の義務付け(第19条~第

21条

(虐待の防止等に関する研修) (虐待の防止等に関する者に対する研修 は、児童に対する虐待の防止 がの資質の向上を図るため、児童の福祉 材の資質の向上を図るため、児童の福祉 に関する事務に従事する者に対する研修 と実施するものとする。

業を行う者又は学校の設置者は、その業2 児童福祉施設等の設置者若しくは事

施するものとする。 に対する虐待の防止等に関する研修を実務に従事する者又は教職員に対し、児童

よる研修を受けるものとする。
る者及び学校の教職員は、前項の規定に

第20条 県は、高齢者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われ 上等が専門的知識に基づき適切に行われ 温祉に関する事務に従事する者に対する 高齢者の 高齢者に対する虐待の防

2 養介護施設の設置者又は高齢者虐待
な行う者は、その養介護施設従事者等に
対し、高齢者に対する虐待の防止等に関
対し、高齢者に対する虐待の防止等に関

3 養介護施設従事者等は、前項の規定

第21条 県は、障害者に対する虐待の防患1条 県は、障害者に対するるよう、これらの職務に携わる専門的なるよう、これらの職務に携わる専門的な福祉に関する事務に従事する者に対する

虐待防止法第2条第4項の障害福祉サービー2 障害者福祉施設の設置者又は障害者

男者等は、家庭内虐待を早期発見できる第三者として非常に重要性が高いことから、施設従者として非常に重要性が高いことから、施設従事者等が虐待に関する専門的知識を習得することが虐待の予防や早期発見に資するものであると考え、虐待防止研修の義務付けを行いました。また、一方で、障害者福祉施設や老人福祉施設などの施設従事者等については、利用者と接する機会が多く、施設等従事者等によるがら、そうした側面からも虐待防止研修を義務付ける必要があると考えました。

ようなスキームを想定した条文としました。ク研修をし、全ての施設職員等に行きわたるその研修を受講した者が施設内でフィードバッ県が施設の管理者等に対して研修を行い、

(4)情報共有の強化 (第14条)

(情報の共有)

護に留意しつつ、児童相談所、警察署、への早期対応を図るため、個人情報の保第14条 県は、虐待の早期発見及び虐待

の共有を図るため、その後も引き続き相の共有を図るため、その後も引き続き相の共有を図るため、その後も引き続き相のに必要な情報又は資料の提供を行うものとする。

3

資料を提供することができる。

いてしまった事例が散見されます。 例えば、児童虐待の死亡事例の検証報告書 を見ると、関係機関がお互いに相手方の支援 を見ると、関係機関がお互いに相手方の支援

法では、 となり、 が十分に図られない可能性があります。現行 ていく必要があることを条文上明記しました。 などの関係機関が情報を共有し、 たっていくことができるよう、連携の強化を進め 見落としや初期対応の遅れをなくすために 方、 児童相談所、 児童虐待防止法において、 個人情報保護や守秘義務などが障壁 虐待防止のために必要な情報の共有 警察署、 市町村、 虐待防止に当 福祉等の 関係団体

もそもありません。 おのますが、逆ベクトルの情報提供を定める 規定はなく、また、高齢者虐待防止法や障害 規定はなく、また、高齢者虐待防止法や障害 関係機関が他機関に情報提供を求める規定は

う双方向に情報を提供できるようにしました。虐待関係情報を提供できる」とした条文を設けて、児童、高齢者及び障害者の虐待に関しけて、児童、高齢者及び障害者の虐待に関しけて、児童、高齢者及び障害者の虐待に関しこのため、「知事及び警察本部長は、相互にこのため、「知事及び警察本部長は、相互に

児童虐待予防の取組の促進(第11条)(5)乳児家庭全戸訪問事業等の促進による

(乳児家庭全戸訪問事業等による児童虐待等11条 県は、児童に対する虐待の予防第11条 県は、児童に対する虐待の予防第11条 県は、児童に対する虐待の予防等11条 県は、児童に対する虐待の予防事業及び同条第5項の養育支援訪問事業事業及び同条第5項の養育支援訪問事業の支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

講ずるものとする。握することができるよう、必要な措置を

める事項の報告を求めることができる。 問事業等の実施状況について、必要と認 引 県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪

虐待による死亡事例については、乳児期の児童がその多くを占めています。養育支援をひ要とする家庭を早期に把握する意味においても、乳児家庭全戸訪問事業の徹底は必要で況下での虐待死亡事例も多数起きていることから、乳児の居所の確認及びその状況把握がから、乳児の居所の確認及びその状況把握が不可欠であると考えました。

待予防の取組が促進されるよう規定しました。う、県が積極的にバックアップを図り、児童虐況を目視による現認などにより把握できるよ等を実施するに当たっては、全ての児童の状ニのため、市町村が乳児家庭全戸訪問事業

(6)県による虐待の検証の義務付け(第22条)

(虐待に係る検証)

証を市町村が行う場合は、この限りでない。 発生した児童等の心身に著しく重大な被 発生した児童等の心身に著しく重大な被 とする。 ただし、県が行う検証を行うものとする。 ただし、県が行う検証を行うものとする。

2

県は、

市町村が乳児家庭全戸訪問事

業等の対象となる全ての児童の状況を把

県内において発生した虐待による死亡事例

証を行うこととしました。
り、そのためには、市町村と連携し、県が検等については再発防止策を検討する必要があ

おいて適用除外の規定を設けています。 場合など県と同等の検証を行うものについて は、県が再度検証を行うこととすると屋上屋 を架すことになってしまうため、ただし書に を架すことになってしまうため、ただし書に

今後の展望

5

PTで検討をしている際にも、「虐待」の線引きはどこでされるのか、また、その周辺にある不適切な養育や介護などのグレーゾーンある不適切な養育や介護などのグレーゾーンはどうなるのかが議論になりました。しかし、はどうなるのかが議論になりました。しかし、はどうなるのかが議論になりましたところです。え、安全配慮義務について規定したところです。県民の方にお聞きしても、「虐待」とはどういう行為なのかについて三者三様の考えをういう行為なのかについて三者三様の考えをういう行為なのかについて分かりやすな啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけく啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけく啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけく啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけく啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけく啓発を行い、虐待防止を徹底していかなけくという。

めていきたいと考えています。 認識を共有して、虐待のない地域づくりを進 本条例により、県と県民とで虐待に対する